

| 評価項目 | 配点 | 評価 | 評価の換算式 ()は加重倍率 | コメント |
|----------------------|-----|----|--------------------|------|
| 緊急雇用創出に関する評価 | 60 | | | |
| 募集手法について | 10 | | (×2) | |
| 採用基準について | 10 | | | |
| 雇用者数について | 10 | | | |
| 労働環境について | 10 | | (×2) | |
| 調査業務に関する評価 | 40 | | | |
| 実施体制について | 10 | | (×2) | |
| 実施手法について | 10 | | | |
| 調査項目について | 10 | | | |
| 報告書業務に関する評価 | 40 | | | |
| データ収集・分析手法について | 10 | | (×2) | |
| 指標構築について | 10 | | | |
| フィードバック資料について | 10 | | | |
| 新型コロナウイルス感染症対策に関する評価 | 40 | | | |
| 感染症対策への実施体制 | 10 | | (×2) | |
| 感染症対策の危機管理体制 | 10 | | (×2) | |
| 費用に関する評価 | 20 | | | |
| 総事業費の見積について | 10 | | | |
| 人件費の見積について | 10 | | | |
| その他の評価 | 10 | | | |
| 個人情報管理について | 10 | | | |
| 小計 | 210 | | | |

| 評価項目(加算項目) | 配点 | 評価の着目点 |
|-------------------|-----|--|
| 企業としての取組に関する視点 | | |
| ①ワークライフバランスに関する取組 | 1 | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算) |
| | 1 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算) |
| | 1 | 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている |
| | 1 | 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている |
| ②障害者雇用に関する取組 | 1 | 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満) |
| ③健康経営に関する取組 | 1 | 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証 |
| 市内の中小企業であること | 5 | 市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿(物品・委託)で登録が確認できた企業 |
| 小計 | 11 | |
| 合計 | 221 | |

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

評価の視点

| 評価項目 | 配点 | 評価の換算点 (加重倍率) | 評価の視点 |
|----------------------|-----|------------------|--|
| 緊急雇用創出に関する評価 | 60 | | |
| 募集手法について | 10 | (×2) | ・求職者に効果的に周知できる募集方法か ・幅広いツールで募集を行っているか |
| 採用基準について | 10 | | ・本委託事業の目的となる求職者を適切に選定できる採用基準か ・具体的に携わる作業に適した人材を採用できる基準か |
| 雇用者数について | 10 | | 事業に従事する全労働者のうち、市内在住の新規採用予定者が5割を超えているか |
| 労働環境について | 10 | (×2) | 一定の雇用期間が確保され、適切な実雇用日数となっているか |
| 調査業務に関する評価 | 40 | | |
| 実施体制について | 10 | (×2) | ・実現可能なスケジュールとなっているか ・調査を実施するに当たって、滞りなく実施できる体制が整っているか |
| 実施手法について | 10 | | ・各調査の調査手法が調査対象者に対して配慮されたものとなっており、円滑に実施できるものとなっているか ・各調査の回収において未回答・不備等を減らせるものとなっているか |
| 調査項目について | 10 | | ・商店街の課題の抽出や今後の商店街振興施策に生かせる調査項目となっているか ・今回の調査の背景となる社会情勢(新型コロナウイルス感染症など)の影響を調査するものとなっているか |
| 報告書業務に関する評価 | 40 | | |
| データ収集・分析手法について | 10 | (×2) | 調査結果の分析手法の具体的方向性が示されているか |
| 指標構築について | 10 | | ・今後の商店街施策を構築する上で有効な指標が示されているか ・今回の調査の背景となる社会情勢(新型コロナウイルス感染症など)の影響を考慮した指標となっているか |
| フィードバック資料について | 10 | | ・わかりやすいフィードバック資料の作成方針が示されているか ・商店街が今後の活性化策を検討する際に活用できるような具体的かつ実現可能な提案となっているか |
| 新型コロナウイルス感染症対策に関する評価 | 40 | | |
| 感染症対策への実施体制 | 10 | (×2) | 調査の実施に当たって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への具体的な取組が提案されているか |
| 感染症対策の危機管理体制 | 10 | (×2) | 感染者、濃厚接触者が出た場合に迅速に対応する仕組み・体制が出来ているか |
| 費用に関する評価 | 20 | | |
| 総事業費の見積について | 10 | | 概算業務価格(上限)に対し、人件費、事務費等の積算が妥当か |
| 人件費の見積について | 10 | | 人件費の見積額が、緊急雇用対策として妥当か |
| その他の評価 | 10 | | |
| 個人情報の管理について | 10 | | 個人情報取扱い方針があり、適切に取り組まれるか |
| 小計 | 210 | | |

| 評価項目(加算項目) | 配点 | 評価の着目点 |
|-------------------|-----|--|
| 企業としての取組に関する視点 | | |
| ①ワークライフバランスに関する取組 | 1 | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算) |
| | 1 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算) |
| | 1 | 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている |
| | 1 | 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースユール認定の取得をしている |
| ②障害者雇用に関する取組 | 1 | 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満) |
| ③健康経営に関する取組 | 1 | 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証 |
| 市内の中小企業であること | 5 | 市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿(物品・委託)で登録が確認できた企業 |
| 小計 | 11 | |
| 合計 | 221 | |

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。